

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○大麻取締法施行細則の一部を改正する規則……………（医務薬務課） 115

告 示

○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課） 116

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 117

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 117

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 118

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 119

○海岸保全区域の指定の一部改正……………（維持管理防災課） 119

○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 122

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 123

○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正について
……………（調達課） 125

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（5件）…………… 125

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（4件）…………… 127

道監査委員公表

○監査公表第2号…………… 129

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 129

規 則

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第17号

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則

大麻取締法施行細則（昭和28年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

(10) 大麻の栽培が地方公共団体の施策に関するものであることを証する当該地方公共団体の長の証明書

第7条の2中「大麻栽培者」を「大麻取扱者」に、「方法」を「方法（大麻研究者にあっては、大麻の研究の目的又は計画）」に改める。

第7条の3中「大麻に」を「大麻又は大麻草の繊維若しくは種子（これらの製品を含む。）に」に、「大麻事故届」を「大麻等事故届」に改める。

第9条の見出しを「（栽培状況等の記録）」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「を、最終」を「及び前項の大麻栽培使用種子記録台帳を、それぞれ最終」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 大麻取扱者（大麻研究者にあっては、大麻を栽培する者に限る。）は、別記第7号様式の3の大麻栽培使用種子記録台帳により所有する大麻草の種子の重量を記録しなければならない。

別記第6号様式の2中「処分の方法」の次に「・研究の目的・研究の計画」を加え、

免 許 番 号		免許年月日	
---------	--	-------	--

を

免 許 種 別		免許番号		免許年月日	
---------	--	------	--	-------	--

に改める。

別記第6号様式の3中「大 麻 事 故 届」を「大 麻 等 事 故 届」に、

事故が生じた大麻	大麻草、大麻草の種子又は繊維等の種別	数 量 又 は 重 量

を

事故が生じた大麻等	大麻又は大麻草の繊維若しくは種子の種別	数 量 又 は 重 量

北海道告示第175号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成29年3月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡江差町字田沢町473の1（次の図に示す部分に限る。）、473の2

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 瀬棚郡金町字稲穂280の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、280の1・280の4・282の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第176号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年3月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 二海郡八雲町・山越郡長万部町（以上2町について

の所在場所 次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

八雲町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 並びに 植 栽 の 方 法 ・ 期 間 及 び 樹 種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 二海郡八雲町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 根室市（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

根室市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 並びに 植 栽 の 方 法 ・ 期 間 及 び 樹 種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 茅部郡森町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 火災の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件変更予定保安林 二海郡八雲町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
八雲町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに根室市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第177号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年3月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 根室市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 根室市・網走郡大空町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
根室市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 根室市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 根室市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
根室市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに根室市役所及び大空町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第178号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成29年3月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡ニセコ町・真狩村(以上1町1村について次の所在場所 図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第179号

昭和36年北海道告示第1228号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成29年3月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 7 根室沿岸海岸保全区域の表根室沿岸の(1)羅臼海岸の羅臼町の項海岸保全区域の欄中10の事項を次のように改める。
- 10 共栄町地区の次の基点1から基点171までの各点を順次に結ぶ線、基点1と補点①とを結ぶ線、補点①から補点⑳までの各点を順次に結ぶ線及び基点171と補点㉔を結ぶ線によって囲まれた区域。

- | | |
|------|---|
| 基点1 | 建設省国土地理院二等多角点Ⅱ13845(座標値X=2,927.437、Y=76,106.729)から方向角26度13分06秒の方向589.540メートルの地点 |
| 基点2 | 基点1から方向角40度18分18秒の方向94.016メートルの地点 |
| 基点3 | 基点2から方向角33度49分11秒の方向21.221メートルの地点 |
| 基点4 | 基点3から方向角30度55分27秒の方向22.382メートルの地点 |
| 基点5 | 基点4から方向角24度20分10秒の方向142.152メートルの地点 |
| 基点6 | 基点5から方向角24度08分00秒の方向28.523メートルの地点 |
| 基点7 | 基点6から方向角35度50分47秒の方向11.152メートルの地点 |
| 基点8 | 基点7から方向角35度45分45秒の方向15.307メートルの地点 |
| 基点9 | 基点8から方向角56度43分00秒の方向25.662メートルの地点 |
| 基点10 | 基点9から方向角81度53分30秒の方向24.964メートルの地点 |
| 基点11 | 基点10から方向角94度13分59秒の方向5.175メートルの地点 |
| 基点12 | 基点11から方向角236度24分29秒の方向12.788メートルの地点 |
| 基点13 | 基点12から方向角90度09分54秒の方向13.890メートルの地点 |
| 基点14 | 基点13から方向角92度38分20秒の方向18.049メートルの地点 |
| 基点15 | 基点14から方向角89度20分34秒の方向12.991メートルの地点 |
| 基点16 | 基点15から方向角80度00分25秒の方向17.749メートルの地点 |
| 基点17 | 基点16から方向角68度32分12秒の方向14.700メートルの地点 |
| 基点18 | 基点17から方向角62度28分18秒の方向9.044メートルの地点 |
| 基点19 | 基点18から方向角61度07分30秒の方向75.043メートルの地点 |
| 基点20 | 基点19から方向角70度33分30秒の方向5.561メートルの地点 |
| 基点21 | 基点20から方向角61度07分35秒の方向47.606メートルの地点 |
| 基点22 | 基点21から方向角60度51分23秒の方向14.702メートルの地点 |
| 基点23 | 基点22から方向角74度36分54秒の方向11.191メートルの地点 |
| 基点24 | 基点23から方向角349度55分58秒の方向2.632メートルの地点 |
| 基点25 | 基点24から方向角52度40分30秒の方向18.965メートルの地点 |
| 基点26 | 基点25から方向角11度18分36秒の方向5.762メートルの地点 |
| 基点27 | 基点26から方向角58度26分53秒の方向9.307メートルの地点 |
| 基点28 | 基点27から方向角28度32分41秒の方向21.515メートルの地点 |
| 基点29 | 基点28から方向角13度40分16秒の方向20.779メートルの地点 |
| 基点30 | 基点29から方向角8度43分56秒の方向19.840メートルの地点 |
| 基点31 | 基点30から方向角10度04分00秒の方向42.404メートルの地点 |
| 基点32 | 基点31から方向角12度11分51秒の方向24.053メートルの地点 |
| 基点33 | 基点32から方向角102度59分41秒の方向1.601メートルの地点 |
| 基点34 | 基点33から方向角9度16分11秒の方向25.341メートルの地点 |

基点35 基点34から方向角14度42分20秒の方向9.966メートルの地点
 基点36 基点35から方向角10度26分34秒の方向18.598メートルの地点
 基点37 基点36から方向角25度18分39秒の方向15.487メートルの地点
 基点38 基点37から方向角47度37分49秒の方向16.318メートルの地点
 基点39 基点38から方向角55度50分45秒の方向22.525メートルの地点
 基点40 基点39から方向角55度50分22秒の方向20.000メートルの地点
 基点41 基点40から方向角325度50分39秒の方向14.673メートルの地点
 基点42 基点41から方向角55度36分17秒の方向14.040メートルの地点
 基点43 基点42から方向角89度49分49秒の方向26.340メートルの地点
 基点44 基点43から方向角61度11分40秒の方向14.048メートルの地点
 基点45 基点44から方向角50度45分27秒の方向8.000メートルの地点
 基点46 基点45から方向角81度52分09秒の方向10.980メートルの地点
 基点47 基点46から方向角76度31分58秒の方向77.659メートルの地点
 基点48 基点47から方向角81度07分34秒の方向23.960メートルの地点
 基点49 基点48から方向角89度16分06秒の方向109.100メートルの地点
 基点50 基点49から方向角82度31分58秒の方向33.372メートルの地点
 基点51 基点50から方向角74度25分03秒の方向34.498メートルの地点
 基点52 基点51から方向角91度26分02秒の方向15.664メートルの地点
 基点53 基点52から方向角95度12分42秒の方向56.862メートルの地点
 基点54 基点53から方向角80度33分34秒の方向26.691メートルの地点
 基点55 基点54から方向角46度24分09秒の方向26.346メートルの地点
 基点56 基点55から方向角31度09分17秒の方向223.690メートルの地点
 基点57 基点56から方向角31度08分57秒の方向87.115メートルの地点
 基点58 基点57から方向角36度14分20秒の方向26.545メートルの地点
 基点59 基点58から方向角49度44分56秒の方向26.572メートルの地点
 基点60 基点59から方向角62度06分57秒の方向26.576メートルの地点
 基点61 基点60から方向角74度31分13秒の方向26.595メートルの地点
 基点62 基点61から方向角80度44分20秒の方向29.372メートルの地点
 基点63 基点62から方向角170度43分39秒の方向0.496メートルの地点
 基点64 基点63から方向角73度24分59秒の方向26.095メートルの地点
 基点65 基点64から方向角54度36分37秒の方向26.434メートルの地点
 基点66 基点65から方向角47度12分45秒の方向19.269メートルの地点
 基点67 基点66から方向角68度02分42秒の方向200.824メートルの地点
 基点68 基点67から方向角286度31分43秒の方向10.932メートルの地点
 基点69 基点68から方向角1度41分47秒の方向65.704メートルの地点

基点70 基点69から方向角17度39分11秒の方向30.678メートルの地点
 基点71 基点70から方向角47度12分37秒の方向49.318メートルの地点
 基点72 基点71から方向角41度02分39秒の方向24.292メートルの地点
 基点73 基点72から方向角127度10分10秒の方向7.001メートルの地点
 基点74 基点73から方向角35度41分03秒の方向31.101メートルの地点
 基点75 基点74から方向角294度26分12秒の方向9.621メートルの地点
 基点76 基点75から方向角24度54分51秒の方向123.170メートルの地点
 基点77 基点76から方向角18度00分42秒の方向7.277メートルの地点
 基点78 基点77から方向角14度06分39秒の方向18.056メートルの地点
 基点79 基点78から方向角14度04分39秒の方向6.414メートルの地点
 基点80 基点79から方向角284度48分07秒の方向1.996メートルの地点
 基点81 基点80から方向角16度19分05秒の方向51.831メートルの地点
 基点82 基点81から方向角14度05分38秒の方向32.820メートルの地点
 基点83 基点82から方向角27度57分04秒の方向19.246メートルの地点
 基点84 基点83から方向角122度41分27秒の方向6.999メートルの地点
 基点85 基点84から方向角37度26分31秒の方向18.112メートルの地点
 基点86 基点85から方向角42度06分26秒の方向15.988メートルの地点
 基点87 基点86から方向角312度10分09秒の方向7.001メートルの地点
 基点88 基点87から方向角42度08分38秒の方向46.842メートルの地点
 基点89 基点88から方向角42度08分00秒の方向67.156メートルの地点
 基点90 基点89から方向角37度06分49秒の方向14.899メートルの地点
 基点91 基点90から方向角31度37分16秒の方向62.032メートルの地点
 基点92 基点91から方向角33度02分04秒の方向31.003メートルの地点
 基点93 基点92から方向角39度04分39秒の方向24.876メートルの地点
 基点94 基点93から方向角46度07分01秒の方向91.419メートルの地点
 基点95 基点94から方向角41度44分35秒の方向31.738メートルの地点
 基点96 基点95から方向角28度43分47秒の方向23.823メートルの地点
 基点97 基点96から方向角22度56分58秒の方向85.097メートルの地点
 基点98 基点97から方向角26度14分28秒の方向18.118メートルの地点
 基点99 基点98から方向角32度50分17秒の方向18.091メートルの地点
 基点100 基点99から方向角39度23分06秒の方向18.139メートルの地点
 基点101 基点100から方向角43度18分21秒の方向112.889メートルの地点
 基点102 基点101から方向角37度53分48秒の方向18.641メートルの地点
 基点103 基点102から方向角28度01分47秒の方向18.579メートルの地点
 基点104 基点103から方向角15度14分46秒の方向18.595メートルの地点

基点105 基点104から方向角13度11分22秒の方向150.083メートルの地点
 基点106 基点105から方向角13度09分55秒の方向6.542メートルの地点
 基点107 基点106から方向角19度06分27秒の方向22.976メートルの地点
 基点108 基点107から方向角22度13分11秒の方向169.510メートルの地点
 基点109 基点108から方向角22度13分09秒の方向107.396メートルの地点
 基点110 基点109から方向角27度43分26秒の方向20.786メートルの地点
 基点111 基点110から方向角31度09分24秒の方向20.720メートルの地点
 基点112 基点111から方向角33度49分46秒の方向220.934メートルの地点
 基点113 基点112から方向角28度08分10秒の方向21.206メートルの地点
 基点114 基点113から方向角24度52分52秒の方向21.153メートルの地点
 基点115 基点114から方向角18度51分18秒の方向21.134メートルの地点
 基点116 基点115から方向角15度52分42秒の方向154.360メートルの地点
 基点117 基点116から方向角20度31分21秒の方向17.032メートルの地点
 基点118 基点117から方向角36度23分52秒の方向17.019メートルの地点
 基点119 基点118から方向角48度53分46秒の方向17.067メートルの地点
 基点120 基点119から方向角48度06分15秒の方向155.661メートルの地点
 基点121 基点120から方向角48度11分59秒の方向27.110メートルの地点
 基点122 基点121から方向角40度19分15秒の方向27.122メートルの地点
 基点123 基点122から方向角39度09分46秒の方向158.312メートルの地点
 基点124 基点123から方向角36度00分48秒の方向14.984メートルの地点
 基点125 基点124から方向角26度15分33秒の方向15.076メートルの地点
 基点126 基点125から方向角12度45分33秒の方向15.082メートルの地点
 基点127 基点126から方向角9度37分29秒の方向179.863メートルの地点
 基点128 基点127から方向角3度17分10秒の方向35.780メートルの地点
 基点129 基点128から方向角356度48分13秒の方向104.684メートルの地点
 基点130 基点129から方向角349度13分29秒の方向28.504メートルの地点
 基点131 基点130から方向角337度50分01秒の方向14.286メートルの地点
 基点132 基点131から方向角330度18分01秒の方向14.288メートルの地点
 基点133 基点132から方向角326度27分13秒の方向37.077メートルの地点
 基点134 基点133から方向角331度37分41秒の方向17.969メートルの地点
 基点135 基点134から方向角352度49分54秒の方向18.031メートルの地点
 基点136 基点135から方向角359度29分11秒の方向10.040メートルの地点
 基点137 基点136から方向角269度25分37秒の方向3.000メートルの地点
 基点138 基点137から方向角359度29分57秒の方向42.212メートルの地点
 基点139 基点138から方向角89度01分04秒の方向3.501メートルの地点

基点140 基点139から方向角359度29分31秒の方向85.723メートルの地点
 基点141 基点140から方向角1度31分02秒の方向21.187メートルの地点
 基点142 基点141から方向角5度33分40秒の方向21.361メートルの地点
 基点143 基点142から方向角20度23分45秒の方向21.348メートルの地点
 基点144 基点143から方向角24度23分57秒の方向21.785メートルの地点
 基点145 基点144から方向角23度38分37秒の方向75.453メートルの地点
 基点146 基点145から方向角23度38分24秒の方向100.001メートルの地点
 基点147 基点146から方向角23度38分13秒の方向83.177メートルの地点
 基点148 基点147から方向角37度53分57秒の方向16.131メートルの地点
 基点149 基点148から方向角67度42分02秒の方向16.126メートルの地点
 基点150 基点149から方向角81度57分55秒の方向153.460メートルの地点
 基点151 基点150から方向角72度32分42秒の方向24.780メートルの地点
 基点152 基点151から方向角63度22分04秒の方向24.780メートルの地点
 基点153 基点152から方向角47度02分21秒の方向56.298メートルの地点
 基点154 基点153から方向角48度33分12秒の方向18.380メートルの地点
 基点155 基点154から方向角35度24分14秒の方向18.380メートルの地点
 基点156 基点155から方向角27度42分23秒の方向29.700メートルの地点
 基点157 基点156から方向角28度54分38秒の方向40.005メートルの地点
 基点158 基点157から方向角28度54分06秒の方向38.160メートルの地点
 基点159 基点158から方向角34度03分21秒の方向17.688メートルの地点
 基点160 基点159から方向角45度01分47秒の方向17.684メートルの地点
 基点161 基点160から方向角50度46分10秒の方向53.741メートルの地点
 基点162 基点161から方向角39度44分01秒の方向18.335メートルの地点
 基点163 基点162から方向角18度41分12秒の方向19.370メートルの地点
 基点164 基点163から方向角4度56分47秒の方向29.771メートルの地点
 基点165 基点164から方向角0度20分36秒の方向26.210メートルの地点
 基点166 基点165から方向角346度08分21秒の方向26.214メートルの地点
 基点167 基点166から方向角338度44分54秒の方向91.117メートルの地点
 基点168 基点167から方向角338度54分16秒の方向97.796メートルの地点
 基点169 基点168から方向角335度34分35秒の方向191.102メートルの地点
 基点170 基点169から方向角346度07分37秒の方向25.649メートルの地点
 基点171 基点170から方向角4度00分53秒の方向19.568メートルの地点

補点① 基点1から方向角132度12分12秒の方向50.000メートルの地点
 補点② 基点4から方向角119度04分57秒の方向45.329メートルの地点

補点③ 補点②から方向角119度04分56秒の方向48.348メートルの地点
 補点④ 基点5から方向角141度56分22秒の方向145.576メートルの地点
 補点⑤ 基点16から方向角173度41分33秒の方向77.722メートルの地点
 補点⑥ 基点17から方向角180度02分25秒の方向25.608メートルの地点
 補点⑦ 基点28から方向角115度08分22秒の方向59.088メートルの地点
 補点⑧ 基点40から方向角143度52分55秒の方向63.897メートルの地点
 補点⑨ 基点55から方向角117度42分01秒の方向66.944メートルの地点
 補点⑩ 基点59から方向角148度06分18秒の方向55.783メートルの地点
 補点⑪ 基点67から方向角197度02分56秒の方向65.573メートルの地点
 補点⑫ 基点67から方向角134度02分09秒の方向117.280メートルの地点
 補点⑬ 基点69から方向角105度34分13秒の方向174.906メートルの地点
 補点⑭ 基点74から方向角101度40分50秒の方向142.408メートルの地点
 補点⑮ 基点81から方向角108度27分33秒の方向92.421メートルの地点
 補点⑯ 基点92から方向角124度29分23秒の方向168.611メートルの地点
 補点⑰ 基点96から方向角101度08分37秒の方向175.932メートルの地点
 補点⑱ 基点107から方向角103度37分30秒の方向152.941メートルの地点
 補点⑲ 基点115から方向角90度40分52秒の方向158.476メートルの地点
 補点⑳ 基点120から方向角135度04分29秒の方向163.351メートルの地点
 補点㉑ 基点126から方向角74度51分11秒の方向125.295メートルの地点
 補点㉒ 基点130から方向角67度23分40秒の方向162.668メートルの地点
 補点㉓ 基点140から方向角100度42分41秒の方向146.331メートルの地点
 補点㉔ 基点146から方向角117度14分47秒の方向135.019メートルの地点
 補点㉕ 基点149から方向角143度06分03秒の方向96.764メートルの地点
 補点㉖ 基点153から方向角148度33分31秒の方向139.581メートルの地点
 補点㉗ 基点163から方向角94度11分00秒の方向88.352メートルの地点
 補点㉘ 基点168から方向角46度05分53秒の方向130.425メートルの地点
 補点㉙ 基点171から方向角89度58分34秒の方向89.236メートルの地点

北海道告示第180号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年3月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
 厚真本郷1の沢（Ⅱ－31－0400）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
 勇払郡厚真町字本郷（次の図のとおり）
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
 厚真本郷2の沢（Ⅱ－31－0410）
 (2) 土砂災害警戒区域の表示
 勇払郡厚真町字本郷（次の図のとおり）
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
 厚真本郷川（Ⅱ－31－0420）
 (2) 土砂災害警戒区域の表示
 勇払郡厚真町字本郷（次の図のとおり）
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
 本郷一の沢（Ⅱ－31－0430）
 (2) 土砂災害警戒区域の表示
 勇払郡厚真町字本郷（次の図のとおり）
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
 本郷上の沢（Ⅱ－31－0440）
 (2) 土砂災害警戒区域の表示
 勇払郡厚真町字本郷（次の図のとおり）
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
 幌里下の沢（Ⅱ－31－0500）
 (2) 土砂災害警戒区域の表示
 勇払郡厚真町字幌里（次の図のとおり）
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

幌里の南沢（Ⅱ－31－0510） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字幌里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 桜丘の沢（Ⅱ－31－0520） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字桜丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 チカエツプ沢川（Ⅱ－31－0530） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字桜丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 チカエツプ2の沢川（Ⅱ－31－0530－1） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字桜丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象 土石流 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 桜丘の南沢（Ⅱ－31－0540） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字桜丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 美里2号沢（Ⅱ－31－0900） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字美里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 美里4号沢（Ⅱ－31－0910） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字美里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 美里5号沢（Ⅱ－31－0920） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字美里（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 豊沢川左沢（Ⅱ－31－0940） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字豊沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 豊沢川左2の沢（Ⅱ－31－0950） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字豊沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 本郷北の沢（Ⅲ－31－051） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡厚真町字本郷（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第181号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57
---	--

号) 第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年3月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真桜丘1 (Ⅱ-3-11-1184)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字桜丘 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真桜丘2 (Ⅱ-3-12-1185)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字桜丘 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真桜丘3 (Ⅱ-3-13-1186)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字桜丘、字朝日 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真朝日 (Ⅱ-3-14-1187)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字桜丘、字朝日 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真豊沢 (Ⅱ-3-346-2375)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字豊沢 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真美里1 (Ⅱ-3-7-1180)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字美里 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真美里3 (Ⅱ-3-8-1181)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字美里 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
厚真美里2 (Ⅲ-3-5-483)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡厚真町字美里 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第182号 昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。 平成29年 3 月14日 北海道知事 高 橋 はるみ 2 売りさばき人の項函館信用金庫の事項を削り、同項江差信用金庫を道南うみ街信用金庫に改め、同項事項中 <table><tr><td>「江差信用金庫本店</td><td>「道南うみ街信用金庫本店</td></tr><tr><td>同 上ノ国支店</td><td>同 上ノ国支店</td></tr><tr><td>同 厚沢部支店</td><td>同 厚沢部支店</td></tr><tr><td>同 乙部支店</td><td>同 乙部支店</td></tr><tr><td>同 熊石支店</td><td>同 熊石支店</td></tr><tr><td>同 奥尻支店</td><td>同 奥尻支店</td></tr><tr><td>同 福島支店</td><td>同 福島支店</td></tr><tr><td>同 松前支店</td><td>同 松前支店</td></tr><tr><td>同 七重浜支店」</td><td>同 七重浜支店</td></tr><tr><td></td><td>同 上磯支店</td></tr><tr><td></td><td>同 上磯支店北斗市役所派出所</td></tr><tr><td></td><td>同 七飯支店</td></tr><tr><td></td><td>同 七飯支店七飯町役場派出所</td></tr><tr><td></td><td>同 知内支店</td></tr><tr><td></td><td>同 えさん支店</td></tr></table> に改める。		「江差信用金庫本店	「道南うみ街信用金庫本店	同 上ノ国支店	同 上ノ国支店	同 厚沢部支店	同 厚沢部支店	同 乙部支店	同 乙部支店	同 熊石支店	同 熊石支店	同 奥尻支店	同 奥尻支店	同 福島支店	同 福島支店	同 松前支店	同 松前支店	同 七重浜支店」	同 七重浜支店		同 上磯支店		同 上磯支店北斗市役所派出所		同 七飯支店		同 七飯支店七飯町役場派出所		同 知内支店		同 えさん支店	3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社大和商会 (2) 住 所 岩見沢市6条東3丁目 4 落札金額 <table><tr><td>基本料金</td><td>一式</td><td>800円</td></tr><tr><td>複写料金</td><td>フルカラー</td><td>1 枚から10,000枚まで 3.00円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>10,001枚から20,000枚まで 3.00円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>20,001枚以上 3.00円</td></tr><tr><td></td><td>モノカラー</td><td>1 枚から 1,000枚まで 1.30円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>1,001枚から 4,000枚まで 1.30円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>4,001枚以上 1.30円</td></tr></table> 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成29年 1 月27日付け北海道空知総合振興局告示第 2 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目	基本料金	一式	800円	複写料金	フルカラー	1 枚から10,000枚まで 3.00円			10,001枚から20,000枚まで 3.00円			20,001枚以上 3.00円		モノカラー	1 枚から 1,000枚まで 1.30円			1,001枚から 4,000枚まで 1.30円			4,001枚以上 1.30円
「江差信用金庫本店	「道南うみ街信用金庫本店																																																				
同 上ノ国支店	同 上ノ国支店																																																				
同 厚沢部支店	同 厚沢部支店																																																				
同 乙部支店	同 乙部支店																																																				
同 熊石支店	同 熊石支店																																																				
同 奥尻支店	同 奥尻支店																																																				
同 福島支店	同 福島支店																																																				
同 松前支店	同 松前支店																																																				
同 七重浜支店」	同 七重浜支店																																																				
	同 上磯支店																																																				
	同 上磯支店北斗市役所派出所																																																				
	同 七飯支店																																																				
	同 七飯支店七飯町役場派出所																																																				
	同 知内支店																																																				
	同 えさん支店																																																				
基本料金	一式	800円																																																			
複写料金	フルカラー	1 枚から10,000枚まで 3.00円																																																			
		10,001枚から20,000枚まで 3.00円																																																			
		20,001枚以上 3.00円																																																			
	モノカラー	1 枚から 1,000枚まで 1.30円																																																			
		1,001枚から 4,000枚まで 1.30円																																																			
		4,001枚以上 1.30円																																																			
総合振興局告示及び振興局告示																																																					
北海道空知総合振興局告示第9号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成29年 3 月14日 北海道空知総合振興局長 金 田 幸 一 1 落札者に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量 (1) デジタルカラー複写機等（プリンタ・スキャナ機能付き）の賃貸借 一式 (2) 調達台数及び調達予定数量 8台及び1月当たり モノカラー 8,000枚 フルカラー45,000枚 2 落札を決定した日 平成29年 3 月 3 日	北海道空知総合振興局長 金 田 幸 一 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 (1) 乗用自動車の賃貸借（1台分） 一式 (2) 乗用自動車の賃貸借（13台分） 一式 (3) 乗用自動車の賃貸借（2台分） 一式 (4) 乗用自動車の賃貸借（1台分） 一式 (5) 乗用自動車の賃貸借（1台分） 一式 2 落札を決定した日 平成29年 2 月28日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1) ア 氏 名 北海道自動車リース株式会社 イ 住 所 札幌市白石区本通14丁目南5番15号																																																				

(2) 1の(2)及び(3)

ア 氏 名 北海道日産自動車株式会社
イ 住 所 札幌市東区北19条東1丁目2番20号

(3) 1の(4)

ア 氏 名 札幌レンタリース株式会社
イ 住 所 札幌市東区東苗穂2条3丁目2番5号

(4) 1の(5)

ア 氏 名 日立キャピタルオートリース株式会社
イ 住 所 東京都港区西新橋1丁目3番1号

4 落札金額

- (1) 30,564円
- (2) 237,276円
- (3) 42,768円
- (4) 31,860円
- (5) 29,808円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成29年1月31日付け北海道空知総合振興局告示第4号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道空知総合振興局総務課需品係
- (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道渡島総合振興局告示第46号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年3月14日

北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量

- (1) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式
- (2) 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり 4,230枚

2 落札を決定した日

平成29年2月28日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社近藤商会

(2) 住 所 函館市西桔梗町589番地

4 落札金額

基本料金（1月当たりの単価） 500円
1枚当たりの単価 1.8円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成29年1月17日付け北海道渡島総合振興局告示第5号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課
- (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道渡島総合振興局告示第47号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年3月14日

北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量

- (1) カラー複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式
- (2) 調達台数及び調達予定数量
1台及び1月当たり 3,290枚（モノクロ1,260枚、フルカラー2,030枚）

2 落札を決定した日

平成29年2月28日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社上磯事務器
- (2) 住 所 北斗市中央2丁目3番1号

4 落札金額

基本料金	1月当たり	100円
複写料金	モノクロ	1,000枚まで 1.62円
	モノクロ	1,001枚以上 1.62円
	フルカラー	1,000枚まで 5.16円
	フルカラー	1,001枚以上 5.16円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成29年 1 月17日付け北海道渡島総合振興局告示第 4 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局産業振興部農村振興課 (2) 所在地 函館市美原 4 丁目 6 番16号	北海道教育庁石狩教育局告示第23号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成29年 3 月14日 北海道教育庁石狩教育局長 馬 橋 功 1 落札に係る物品等の名称（1 箱当たりの単価）及び調達予定数量 (1) P P C用紙A 4 判（札幌市北部地区） 2,841箱 (2) P P C用紙A 4 判（札幌市中央地区） 3,374箱 (3) P P C用紙A 4 判（札幌市西部地区） 2,670箱 (4) P P C用紙A 4 判（札幌市東部地区） 3,633箱 (5) P P C用紙A 4 判（江別石狩当別地区） 2,289箱 (6) P P C用紙A 4 判（北広島恵庭千歳地区） 2,687箱 (7) P P C用紙B 4 判（札幌市A地区） 2,169箱 (8) P P C用紙B 4 判（札幌市B地区） 2,562箱 (9) P P C用紙B 4 判（石狩地区） 2,063箱 (10) P P C用紙A 3 判（全域） 1,812箱 (11) P P C用紙B 5 判（全域） 1,492箱 (12) 更紙A 4 判（全域） 948箱 (13) 更紙B 4 判（全域） 1,215箱 2 落札を決定した日 平成29年 2 月22日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1 の(1)から(4)まで及び(10) ア 住 所 札幌市中央区南 1 条西 3 丁目 2 番地 イ 氏 名 大丸株式会社 (2) 1 の(5)、(9)及び(11)から(13)まで ア 住 所 愛媛県四国中央市三島宮川 1 丁目11－ 7 イ 氏 名 森川株式会社 (3) 1 の(6)及び(8) ア 住 所 札幌市豊平区月寒東 4 条 9 丁目 5 番11号 イ 氏 名 株式会社エム・マツバラ (4) 1 の(7) ア 住 所 札幌市東区北12条東 1 丁目 2－ 3 イ 氏 名 株式会社エムケ中田商会 4 落札金額 (1) 1,156円
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	

- (2) 1,156円
- (3) 1,156円
- (4) 1,156円
- (5) 1,188円
- (6) 1,185円
- (7) 1,724円
- (8) 1,713円
- (9) 1,725円
- (10) 1,386円
- (11) 935円
- (12) 2,421円
- (13) 3,321円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年12月27日付け北海道教育庁石狩教育局告示第183号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁後志教育局告示第16号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年3月14日

北海道教育庁後志教育局長 武 田 信 吾

1 落札に係る物品等の名称及び数量

北海道小樽商業高等学校総合実践システム 一式

2 落札を決定した日

平成29年1月31日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 北海道日興通信株式会社
- (2) 住 所 札幌市中央区大通東7丁目12番地33

4 落札金額

17,442,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年12月20日付け北海道教育庁後志教育局告示第50号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道教育庁後志教育局告示第17号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年3月14日

北海道教育庁後志教育局長 武 田 信 吾

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 後志管内道立学校校務用パソコン等購入契約（小樽地区） 一式
- (2) 後志管内道立学校校務用パソコン購入契約（余市地区） 一式
- (3) 後志管内道立学校校務用パソコン購入契約（倶知安・岩内地区） 一式
- (4) 後志管内道立学校校務用パソコン購入契約（蘭越・寿都地区） 一式

2 落札を決定した日

平成29年1月31日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 北海道日興通信株式会社
- (2) 住 所 札幌市中央区大通東7丁目12番地33

4 落札金額

- (1) 3,304,800円
- (2) 1,830,600円
- (3) 4,978,800円
- (4) 3,261,600円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年12月20日付け北海道教育庁後志教育局告示第51号

7 契約に関する事務を担当する組織及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道教育庁オホーツク教育局告示第15号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年 3 月14日 北海道教育庁オホーツク教育局長 松 本 邦 由 1 落札に係る物品等の名称及び数量（1 月当たりの単価） （1）学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借（164台） 一式 （2）学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借（42台） 一式 2 落札を決定した日 平成29年 3 月1 日 3 落札者の氏名及び住所 （1）氏 名 日通商事株式会社 （2）住 所 東京都港区海岸 1 丁目14番22号 4 落札金額 （1） 743,364円 （2） 221,616円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成29年 1 月17日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第 2 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 （1）名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室 （2）所在地 網走市北 7 条西 3 丁目	道 警 察 本 部 告 示
道 監 査 委 員 公 表 監査公表第 2 号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第 5 項の規定により、平成29年 2 月22日平田清悦包括外部監査人から、監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第 3 項の規定により、次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成29年 3 月14日 北海道監査委員 内 海 英 徳 北海道監査委員 小 林 郁 子 北海道監査委員 東 陽 一 北海道監査委員 紺 谷 ゆみ子	北海道警察本部告示第142号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成29年 3 月14日 北海道警察本部長 北 村 博 文 1 落札に係る物品等の名称（1 月当たりの単価及び 1 枚当たりの単価）及び数量 デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープルを除く。）の供給を含む。）46台分 一式 2 落札を決定した日 平成29年 2 月27日 3 落札者の氏名及び住所 （1）氏 名 株式会社三好商会 （2）住 所 札幌市中央区大通西18丁目 1 番地 4 落札金額 基本料金 一式 0円 複写料金 1 枚以上 1 枚当たり 0.58円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成29年 1 月17日付け北海道警察本部告示第16号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 （1）名 称 北海道警察本部総務部会計課 （2）所在地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目